

静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領の一部改正

新旧対照表（案）

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年2月28日制定）

改 正 前

静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領

制定 平成12年2月28日  
 改正 平成14年3月29日  
 平成15年11月27日  
 平成17年7月15日  
 平成18年11月1日  
 平成19年4月1日  
 平成19年10月1日  
 平成21年4月1日  
 平成22年4月1日  
 平成23年4月1日  
 平成24年4月1日  
 平成25年4月1日  
 平成26年4月1日  
 平成27年4月1日  
 平成28年4月1日  
 平成28年7月1日  
 平成29年4月1日  
 平成29年10月1日  
 平成30年1月25日  
 令和2年4月1日  
 令和3年3月23日  
 令和3年4月1日  
 令和3年7月1日  
 令和4年4月1日  
 令和5年4月1日

（目次）

- 第1 目的
- 第2 用語の定義
- 第3 収集運搬業の許可申請又は届出等
- 第4 収集運搬業における積替え保管
- 第5 処分業の許可申請又は届出等
- 第6 担当健康福祉センター
- 第7 許可証の交付
- 第8 申請者の適格性の照会事務

第1 目的  
 （略）

# 対 照 表

改 正 後

## 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領

制定	平成12年 2月28日
改正	平成14年 3月29日
	平成15年11月27日
	平成17年 7月15日
	平成18年11月 1日
	平成19年 4月 1日
	平成19年10月 1日
	平成21年 4月 1日
	平成22年 4月 1日
	平成23年 4月 1日
	平成24年 4月 1日
	平成25年 4月 1日
	平成26年 4月 1日
	平成27年 4月 1日
	平成28年 4月 1日
	平成28年 7月 1日
	平成29年 4月 1日
	平成29年10月 1日
	平成30年 1月25日
	令和 2年 4月 1日
	令和 3年 3月23日
	令和 3年 4月 1日
	令和 3年 7月 1日
	令和 4年 4月 1日
	令和 5年 4月 1日
	<u>令和 6年 4月 1日</u>

### (目次)

- 第1 目的
- 第2 用語の定義
- 第3 収集運搬業の許可申請又は届出等
- 第4 収集運搬業における積替え保管
- 第5 処分業の許可申請又は届出等
- 第6 担当健康福祉センター
- 第7 許可証の交付
- 第8 申請者の適格性の照会事務

- 第1 目的  
(略)

改 正 前

第3 収集運搬業の許可申請又は届出等

第3-1 収集運搬業の許可申請

第3-1-1 許可申請書等

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の区分及び新規許可申請、更新許可申請又は変更許可申請の区分に応じ、下表の申請書様式に必要な書類を添付させ、必要部数を担当健康福祉センターへ提出させること。

なお、申請書副本は、申請書の受付後に返却するものとする。審査において修正がある場合は副本を基に指示し、正本同様の修正を行うよう指導すること。

区分		申請書様式	添付書類	提出部数
産業廃棄物	新規許可	産業廃棄物収集運搬業許可申請書(省令様式第6号)	別紙2-1「(特別管理)産業廃棄物収集運搬業許可申請書添付書類チェックリスト」による。 内容及び留意事項は第3-1-(3)のとおり。	正本1部 副本1部
	更新許可			
	変更許可			
特別管理産業廃棄物	新規許可	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書(省令様式第12号)	別紙2-1「(特別管理)産業廃棄物収集運搬業許可申請書添付書類チェックリスト」又は別紙2-5「ポリ塩化ビフェニル廃棄物収集運搬業許可申請書添付書類チェックリスト」による。 内容及び留意事項は第3-1-(3)のとおり。	
	更新許可			
	変更許可			

第3-1-2 許可申請書受付の際の留意事項

ア～ウ (略)

エ 更新許可申請書は標準処理期間(40日)を考慮し、許可期限日の3か月前から40日前までの提出を原則とすること。

更新許可申請書の受付後に、5年又は7年の許可期間を経過しても、その更新許可申請に対する行政処分が行われるまでの間は、従前の許可がその効力を有することとなるので、その旨を申請者に伝えること。また、5年又は7年の許可期間後に更新許可をした場合の有効期間は、従前の許可期間満了の日の翌日から起算すること。なお、受付の際には、受付印を押印した申請書の写しを申請者に交付すること。

オ～コ (略)

第3-1-3 添付書類の内容及び留意事項

許可申請の区分に応じ、申請書に添付すべき書類は、別紙2-1「(特別管理)産業廃棄物収集運搬業許可申請書添付書類チェックリスト」のとおりであるが、その内容と留意事項は次のとおりである。

なお、当該書類が何度も発行される性質のものでない場合を除いて、第三者が証明等を行った書類については、原本を添付させるものとする。

また、産業廃棄物収集運搬業の許可申請と特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請とを同時に行う場合など、知事に対して複数の申請又は届出を同時に行う場合には、共通する添付書類を省略できるものとする。この場合は、書類の添付を省略する申請書又は届出書に、様式第18号の添付書類省略理由書を添付させること。ただし、産業廃棄物収集運搬業の許可申請と産業廃棄物処分業の許可申請とを同時に行う場合など、許可事務を行う機関が異なる申請又は届出を同時に行う場合は、省略することはできない。

# 対 照 表

改 正 後

## 第3 収集運搬業の許可申請又は届出等

### 第3-1 収集運搬業の許可申請

#### 第3-1-1 許可申請書等

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の区分及び新規許可申請、更新許可申請又は変更許可申請の区分に応じ、下表の申請書様式に必要な書類を添付させ、必要部数を担当健康福祉センターへ提出させること。

区分		申請書様式	提出書類	提出部数
産業廃棄物	新規許可	産業廃棄物収集運搬業許可申請書(省令様式第6号)	別紙2-1「(特別管理)産業廃棄物収集運搬業許可申請書提出書類チェックリスト」による。 内容及び留意事項は第3-1-(3)のとおり。	正本1部 副本1部
	更新許可			
	変更許可			
特別管理産業廃棄物	新規許可	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書(省令様式第12号)	別紙2-1「(特別管理)産業廃棄物収集運搬業許可申請書提出書類チェックリスト」又は別紙2-5「ポリ塩化ビフェニル廃棄物収集運搬業許可申請書提出書類チェックリスト」による。 内容及び留意事項は第3-1-(3)のとおり。	
	更新許可			
	変更許可			

#### 第3-1-2 許可申請書受付の際の留意事項

ア～ウ (略)

エ 更新許可申請書は標準処理期間(40日)を考慮し、許可期限日の3か月前から40日前までの提出を原則とすること。

更新許可申請書の受付後に、5年又は7年の許可期間を経過しても、その更新許可申請に対する行政処分が行われるまでの間は、従前の許可がその効力を有することとなるので、その旨を申請者に伝えること。また、5年又は7年の許可期間後に更新許可をした場合の有効期間は、従前の許可期間満了の日の翌日から起算すること。

なお、申請書副本は、申請書の受付の際に返却し、審査において修正がある場合は副本を基に指示し、正本同様の修正を行うよう指導すること。

オ～コ (略)

#### 第3-1-3 添付書類の内容及び留意事項

許可申請の区分に応じ、申請書に添付すべき書類は、別紙2-1「(特別管理)産業廃棄物収集運搬業許可申請書提出書類チェックリスト」のとおりであるが、その内容と留意事項は次のとおりである。

なお、第三者が証明等を行った書類について、当該書類が何度も発行可能なものは原本を添付させるものとする。

また、産業廃棄物収集運搬業の許可申請と特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請とを同時に行う場合など、知事に対して複数の申請又は届出を同時に行う場合には、共通する添付書類を省略できるものとする。この場合は、書類の添付を省略する申請書又は届出書に、様式第18号の添付書類省略理由書を添付させること。

原本の提出を求めている書類について、産業廃棄物処分業の許可申請と産業廃棄物収集運搬業の許可申請など、許可事務を行う機関が異なる申請又は届出を同時に行う場合、原本を産業廃棄物処分業の許可申請書又は届出書に添付することで、産業廃棄物収集運搬業の許可申請書又は届出書にはコピーを添付すれば足りることとする。

ただし、下記の事項を記載した書類を産業廃棄物収集運搬業の許可申請書又は届出書に添付させること。

- ・原本を添付した申請書又は届出書の名称
- ・原本の添付を省略した書類の名称

## 改 正 前

- ① (略)
- ②  
ア～ウ (略)
- エ 産業廃棄物収集運搬業と特別管理産業廃棄物収集運搬業とで使用する運搬車両が重複しても構わないが、産業廃棄物と特別管理産業廃棄物とを混合して運搬してはならないものであること
- オ (略)
- ③ 事業の用に供する施設(積替え又は保管の場所を含む。)の所有権を有すること。(申請者が所有権を有しない場合には、使用する権限を有すること。)を証する書類
- ア (略)
- (ア) 運搬車両の登録等を証する書類(自動車検査証等)の写しを添付させること。  
その際、所有者＝使用者＝申請者である場合のほかは、使用者＝申請者の場合のみ使用する権限を有すると認めることとする。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。
- a 使用者が申請者でない場合であっても、申請者が法人で、使用者が法人の代表者、役員又は使用人であり、かつ当該車両を専ら法人が使用することが明らかなる場合。  
上記の内容が確認できる書類を添付させること。  
なお、運搬車両とその使用者を併せて雇車・雇用する場合は、雇用保険被保険者証の写しの添付を原則とすること。ただし、雇用保険被保険に加入できない等の理由がある場合には、雇用契約書、雇入通知書等の雇用関係が確認できる書類を添付させ、申請者の業務のみに従事することを確認すること。
- b 「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の申請事案の処理方針について(平成15年2月28日付け中運局公示第277号)」及び「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の申請事案の処理方針について(平成19年2月7日付け中運局公示第117号)」で示されている協定書等を締結した場合。ただし、登録できる車両は、協定書等で明記されている車両であって、陸上から船舶又は船舶から陸上へと輸送方法を変更する場合に限る。  
なお、省令様式第6号の2第1面に船舶の使用を明示した事業計画を記載させるとともに、協定書等の写しを添付させること。
- c (略)
- (イ) (略)
- (ウ) 自動車検査証等の有効期間は、申請書受付日の時点で満了となっていないこと。
- (エ) (略)
- (オ) 電子化後の自動車検査証が添付されている場合は、自動車検査証記録事項を合わせて提出させること。
- イ (略)
- ④～⑤ (略)
- ⑥ (略)
- ア 法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類は、法人税の納税証明書(その1)とする。
- イ～オ (略)
- カ 直前3年の各事業年度の経常利益(損失)が全て損失になっている場合は、損失の原因と今後の経営改善に関する計画書を添付させること。また、債務超過の場合は、中小企業診断士の診断書等を添付させること。ただし、設立年度により3年分の書類が添付できない場合は、中小企業診断士の診断書等の提出は求めないこととする。
- ⑦～⑧ (略)

# 対 照 表

改 正 後
① (略)
②
ア～ウ (略)
エ 産業廃棄物収集運搬業と特別管理産業廃棄物収集運搬業とで使用する運搬車両が重複しても構わないが、産業廃棄物と特別管理産業廃棄物とを混合して運搬してはならないものであること(一体不可分物等を除く。)
オ (略)
③ 事業の用に供する施設(積替え又は保管の場所を含む。)の所有権を有すること。(申請者が所有権を有しない場合には、使用する権限を有すること。)を証する書類
ア (略)
(ア) 運搬車両の登録等を証する書類の写しを添付させること。 <u>運搬車両の登録等を証する書類は、原則として自動車検査証記録事項(電子化前の場合は、自動車検査証)の写しとする。</u>
その際、所有者＝使用者＝申請者である場合のほかは、使用者＝申請者の場合にのみ使用する権限を有すると認めることとする。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。
a 使用者が申請者でない場合であっても、申請者が法人で、使用者が法人の代表者、役員又は使用人であり、かつ当該車両を専ら法人が使用することが明らかな場合。 上記の内容が確認できる書類を添付させること。
b <u>運搬車両とその使用者を併せて雇車・雇用する場合は、雇用保険被保険者証の写しの添付を原則とすること。</u> <u>雇用保険被保険に加入できない等の理由がある場合には、雇用契約書、雇入通知書等の雇用関係が確認できる書類を添付させ、申請者の業務のみに従事することを確認すること。</u>
c 「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の申請事案の処理方針について(平成15年2月28日付け中運局公示第277号)」、「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の申請事案の処理方針について(平成19年2月7日付け中運局公示第117号)」及び「 <u>貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車の相互使用について(平成9年7月1日付け自貨第79号、自環第166号)</u> 」で示されている協定書等を締結した場合。ただし、登録できる車両は、協定書等で明記されている車両であって、陸上から船舶又は船舶から陸上へと輸送方法を変更する場合に限る。 なお、省令様式第6号の2第1面に船舶の使用を明示した事業計画を記載させるとともに、協定書等の写しを添付させること。
d (略)
(イ) (略)
(ウ) <u>自動車検査証記録事項(電子化前の場合は、自動車検査証)の写しの有効期間は、申請書受付日の時点で満了となっていないこと。</u>
(エ) (略)
(オ) (削除)
イ (略)
④～⑤ (略)
⑥ (略)
ア 法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類は、法人税の納税証明書(その1)とする。 <u>電子交付された納税証明書の場合は、交付された納税証明書の一次印刷物とする。</u>
イ～オ (略)
カ 直前3年の各事業年度の経常利益(損失)が全て損失になっている場合は、損失の原因と持続的な経営の見込み又は経営の改善の見込みについて記載した経営改善に関する計画書を添付させること。また、債務超過の場合は、中小企業診断士の診断書等を添付させること。ただし、設立年度により3年分の書類が添付できない場合は、中小企業診断士の診断書等の提出は求めないこととする
⑦～⑧ (略)

改 正 前

⑨ 申請者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書又は精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを証する医師の診断結果が記載された書類（以下「登記されていないことの証明書等」という。）（申請者が個人である場合）

住民票の写し（本籍（日本国内在住の外国人にあっては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等及び在留カード等の番号）の記載のあるものに限る。以下同じ。）及び登記されていないことの証明書等は、受付日から起算して3か月前の日以降に交付されたものであること。また、住民票の写しについては、個人番号（マイナンバー）の記載がないものを提出させること（以下、住民票の写し及び登記されていないことの証明書について同じ。）。

なお、日本人で海外在住を理由に住民票の写しが提出できない場合は、住民票の写しに代えて、戸籍附票（海外在住の記載のあるもの）の付いた戸籍抄本（戸籍謄本も可）、在外公館で発行される在留証明書（本籍地（番地まで）の記載のあるもの）等を提出させること。

また、外国人で海外在住を理由に住民票の写しが提出できない場合は、住民票の写しに代えてパスポートの写し等住所の確認ができる書類を提出させること（以下、住民票の写しについて同じ。）。

おって、登記されていないことの証明書は、住所又は本籍が記載されていることを確認し、電子証明書の写しは、受け付けることができないこと。また、登記されていないことの証明書に記載されている内容は、住民票と同一の表記になっていることを確認するが、次の場合は同一と判断して差し支えないこと（以下、登記されていないことの証明書について同じ。）。

- ・ 住民票に記載されている氏名と登記されていないことの証明書に記載されている氏名の文字が、正字と俗字又は旧字体の関係で異なっている場合。
- ・ 住民票の住所又は本籍が例の左欄のとおり記載されており、登記されていないことの証明書の住所又は本籍が例の右欄のとおり記載されている場合。

例

住民票の住所又は本籍の記載	証明書の住所又は本籍の記載
〇〇町 <u>1</u> 丁目1番地の <u>1</u>	〇〇町 <u>1</u> － <u>1</u> － <u>1</u>
〇〇町 <u>二</u> 丁目2番地	〇〇町2丁目2番地
〇〇町字□□3番地	〇〇町3番地
〇〇町4番地◇◇マンションⅡ号棟404号室	〇〇町4－2－404

⑩～⑲（略）



# 対 照 表

## 改 正 後

⑨ 申請者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書又は精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを証する医師の診断結果が記載された書類（以下「登記されていないことの証明書等」という。）（申請者が個人である場合）

ア 住民票の写しについては、次の(ア)、(イ)により取り扱うこと。（以下同じ）

(ア) 次の項目を満たした住民票の写しを添付させること。

- ・ 本籍（外国人にあつては、国籍等及び在留カード等の番号）の記載があること。
- ・ 個人番号（マイナンバー）の記載がないこと
- ・ 受付日から起算して3か月前の日以降に交付されたものであること。

(イ) 海外在住を理由に住民票の写しを提出できない場合は、住民票の写しの代わりに次に掲げる書類のいずれかを添付させること

a 日本人の場合

- ・ 戸籍附票（海外在住の記載のあるもの）の付いた戸籍抄本（戸籍謄本も可）
- ・ 在外公館で発行される在留証明書（本籍地（番地まで）の記載のあるもの）

b 外国人の場合

- ・ パスポートの写し等住所の確認ができる書類

イ 登記されていないことの証明書等については、登記されていないことの証明書又は医師の診断書を添付すること。（以下同じ）

(ア) 登記されていないことの証明書

a 氏名、生年月日及び住所又は本籍が記載されていること

b 記載内容は住民票と同一であること。ただし、次の場合は同一と判断して差し支えない。

- ・ 住民票に記載されている氏名と登記されていないことの証明書に記載されている氏名の文字が、正字と俗字又は旧字体の関係で異なっている場合。
- ・ 住民票の住所又は本籍が例の左欄のとおり記載されており、登記されていないことの証明書の住所又は本籍が例の右欄のとおり記載されている場合。

例

住民票の住所又は本籍の記載	証明書の住所又は本籍の記載
〇〇町 <u>1</u> 丁目1番地の <u>1</u>	〇〇町1-1- <u>1</u>
〇〇町 <u>二</u> 丁目2番地	〇〇町2丁目2番地
〇〇町字□□3番地	〇〇町3番地
〇〇町4番地◇◇マンションII号棟404号室	〇〇町4-2-404

c 受付日から起算して3か月前の日以降に交付されたものであること。

d 電子証明書の写しでないこと。

(イ) 医師の診断書

a 次の内容が記載され、診断した医師の署名が行なわれていること。

- ・ 被診断者の氏名、生年月日、住所
- ・ 「精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を行うことができない者に該当しない。」旨の診断結果
- ・ 発行日
- ・ 診断した医療機関名及び住所
- ・ 医師であること、診断した医師の氏名

b 記載されている被診断者の氏名、生年月日、住所が住民票と社会通念上、同一であること。

c 被診断者と診断した医師が同一人物でないこと

d 受付日から起算して3か月前の日以降に発行されたものであること。

⑩～⑲ （略）

# 新 旧

## 改 正 前

第3-1-(4) (略)

第3-1-(5) (略)

第3-2 収集運搬業の届出

第3-2-(1) 届出書等

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の区分及び変更届又は廃止届の区分に応じ、所要の届出書様式に必要な書類を添付させ、必要部数を担当健康福祉センターへ提出させること。

なお、変更届及び廃止届の副本は、届出書の受付後に届出者に返却するものとする。

区分		届出書様式	添付書類	提出部数
産業廃棄物	変更届	産業廃棄物処理業廃止(変更)届出書(省令様式第11号)	第3-2-(3)のとおり。	正本1部 副本1部
	廃止届		第3-2-(4)のとおり。	
特別管理産業廃棄物	変更届	特別管理産業廃棄物処理業廃止(変更)届出書(省令様式第17号)	第3-2-(3)のとおり。	
	廃止届		第3-2-(4)のとおり。	

第3-2-(2) 届出書受付の際の留意事項

ア～イ (略)

ウ 廃止又は変更の届出は、該当事由が発生した日から10日以内（法人にあって登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の添付を必要とする場合には30日以内）に行うものとされている（省令第10条の10第2項及び第3項、第10条の23第2項及び3項並びに第12条の10の2第2項）ことから、当該期間を経過した後に届出がなされた場合は、期間経過の理由を記載した書面を提出させ、その内容を確認すること。

第3-2-(3) 変更届の添付書類

ア～エ (略)

オ

①～② (略)

③ 事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の所有権を有すること（届出者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。）を証する書類  
運搬車両の変更（運搬車両を廃止した場合を除く。）にあっては、変更のあった車両につき、運搬車両の登録等を証する書類（自動車検査証等）の写しを提出させること。

カ (略)

第3-3 (略)

第3-4 (略)

第4 (略)

# 対 照 表

## 改 正 後

第 3-1-(4) (略)

第 3-1-(5) (略)

第 3-2 収集運搬業の届出

第 3-2-(1) 届出書等

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の区分及び変更届又は廃止届の区分に応じ、所要の届出書様式に必要な書類を添付させ、必要部数を担当健康福祉センターへ提出させること。

区分		届出書様式	提出書類	提出部数
産業廃棄物	変更届	産業廃棄物処理業廃止(変更)届出書(省令様式第11号)	第3-2-(3)のとおり。	正本1部 副本1部
	廃止届		第3-2-(4)のとおり。	
特別管理産業廃棄物	変更届	特別管理産業廃棄物処理業廃止(変更)届出書(省令様式第17号)	第3-2-(3)のとおり。	
	廃止届		第3-2-(4)のとおり。	

第 3-2-(2) 届出書受付の際の留意事項

ア～イ (略)

ウ 添付書類の内容が、第3-1-(3)の規定に沿っていることを確認すること。

エ 廃止又は変更の届出は、該当事由が発生した日から10日以内（法人にあって登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の添付を必要とする場合には30日以内）に行うものとされている（省令第10条の10第2項及び第10条の23第2項）ことから、当該期間を経過した後に届出がなされた場合は、期間経過の理由を記載した書面を提出させ、その内容を確認すること。

なお、変更届及び廃止届の副本は、届出書の受付の際に届出者に返却すること。

第 3-2-(3) 変更届の添付書類

ア～エ (略)

オ

①～② (略)

③ 事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の所有権を有すること（届出者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。）を証する書類  
運搬車両の変更（運搬車両を廃止した場合を除く。）にあっては、変更のあった車両につき、運搬車両の登録等を証する書類（第3-1-(3)③ア(ア)）を提出させること。

カ (略)

第 3-2-(4) (略)

第 3-3 (略)

第 3-4 (略)

第 4 (略)

改 正 前

第5 処分業の許可申請又は届出等

第5-1 処分業の許可申請

第5-1-1(1) 許可申請書等

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の区分及び新規許可申請、更新許可申請又は変更許可申請の区分に応じ、下表の申請書様式に必要な書類を添付させ、必要部数を担当健康福祉センターへ提出させること。

なお、申請書正本は廃棄物リサイクル課へ進達し、申請書副本のうち1部は申請書の受付後に申請者に返却するものとする。審査において修正がある場合は副本を基に指示し、正本同様の修正を行うよう指導すること。

区分		申請書様式	添付書類	提出部数
産業廃棄物	新規許可	産業廃棄物処分業許可申請書(省令様式第8号)	別紙2-2「(特別管理)産業廃棄物処分業許可申請書添付書類チェックリスト」による。	正本1部 副本2部
	更新許可			
	変更許可			
特別管理産業廃棄物	新規許可	特別管理産業廃棄物処分業許可申請書(省令様式第14号)	内容及び留意事項は第5-1-(3)のとおり。	
	更新許可			
	変更許可			

第5-1-2 許可申請受付の際の留意事項

ア (略)

イ (該当箇所以外省略)

最終処分において取り扱う産業廃棄物の種類については、石綿含有廃棄物を含むか否かを明らかにすること(品目は限定しない。)

ウ (略)

エ 更新許可申請書は、標準処理期間(50日)を考慮し、許可期限日の3か月前から50日前までの提出を原則とすること。

更新許可申請書の受付後に、5年又は7年の許可期間を経過しても、その更新許可申請に対する行政処分が行われるまでの間は、従前の許可がその効力を有することとなるので、その旨を申請者に伝えること。また、5年又は7年の許可期間後に更新許可をした場合の有効期間は、従前の許可期間満了の日の翌日から起算すること。なお、受付の際には、受付印を押印した申請書の写しを申請者に交付すること

オ～サ (略)

シ 当該申請に係る施設が法第15条第1項及び第15条の2の6の規定による許可を要する場合には、使用前検査確認通知書の交付を確認後に、産業廃棄物処分業の許可申請書の受付を行うこと。

また、当該施設を継承(譲受け若しくは借受け、許可施設設置者である法人の合併若しくは分割又は相続)する場合には、当該継承に係る許可証又は通知書の交付を確認後に、産業廃棄物処分業の許可申請書の受付を行うこと。

# 対 照 表

## 改 正 後

### 第5 処分業の許可申請又は届出等

#### 第5-1 処分業の許可申請

##### 第5-1-1(1) 許可申請書等

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の区分及び新規許可申請、更新許可申請又は変更許可申請の区分に応じ、下表の申請書様式に必要な書類を添付させ、必要部数を担当健康福祉センターへ提出させること。

区分		申請書様式	提出書類	提出部数
産業廃棄物	新規許可	産業廃棄物処分業許可申請書(省令様式第8号)	別紙2-2「(特別管理)産業廃棄物処分業許可申請書提出書類チェックリスト」による。  内容及び留意事項は第5-1-(3)のとおり。	正本1部 副本2部
	更新許可			
	変更許可	産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書(省令様式第10号)		
特別管理産業廃棄物	新規許可	特別管理産業廃棄物処分業許可申請書(省令様式第14号)		
	更新許可			
	変更許可	特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書(省令様式第16号)		

#### 第5-1-2 許可申請受付の際の留意事項

ア (略)

イ (該当箇所以外省略)

取り扱う産業廃棄物の種類については、石綿含有廃棄物を含む場合は、その旨を明らかにすること。

ウ (略)

エ 更新許可申請書は、標準処理期間(50日)を考慮し、許可期限日の3か月前から50日前までの提出を原則とすること。

更新許可申請書の受付後に、5年又は7年の許可期間を経過しても、その更新許可申請に対する行政処分が行われるまでの間は、従前の許可がその効力を有することとなるので、その旨を申請者に伝えること。また、5年又は7年の許可期間後に更新許可をした場合の有効期間は、従前の許可期間満了の日の翌日から起算すること。

なお、申請書正本は廃棄物リサイクル課へ進達し、申請書副本のうち1部は申請書の受付の際に申請者に返却する。審査において修正がある場合は副本を基に指示し、正本同様の修正を行うよう指導すること。

オ～サ (略)

シ 当該申請に係わる施設が法第15条第1項及び法第15条の2の6第1項の規定に該当する可能性がある場合は、事前に廃棄物リサイクル課に確認した後で受付すること。

ス 当該申請に係る施設が法第15条第1項及び第15条の2の6の規定による許可を要する場合には、使用前検査確認通知書の交付を確認後に、産業廃棄物処分業の許可申請書の受付を行うこと。

セ また、当該施設を継承(譲受け若しくは借受け、許可施設設置者である法人の合併若しくは分割又は相続)する場合には、当該継承に係る許可証又は通知書の交付を確認後に、産業廃棄物処分業の許可申請書の受付を行うこと。

## 改 正 前

## 第5-1-(3) 添付書類の内容及び留意事項

許可申請の区分に応じ、申請書に添付すべき書類は、別紙2-2「(特別管理)産業廃棄物処分業許可申請書添付書類チェックリスト」のとおりであるが、その内容と留意事項は次のとおりである。

なお、当該書類が何度も発行される性質のものでない場合を除いて、第三者が証明等を行った書類については、原本を添付させるものとする。

また、産業廃棄物処分業の許可申請と特別管理産業廃棄物処分業の許可申請とを同時に行う場合など、知事に対して複数の申請又は届出を同時に行う場合には、共通する添付書類を省略できるものとする。この場合は、書類の添付を省略する申請書又は届出書に、様式第18号の添付書類省略理由書を添付させることとする。ただし、産業廃棄物処分業の許可申請と産業廃棄物収集運搬業の許可申請とを同時に行う場合など、許可事務を行う機関が異なる申請又は届出を同時に行う場合は、省略することはできない。

## ① 事業計画の概要を記載した書類

ア～ク (略)

ケ 様式第7号の5に、水銀含有産業廃棄物の処分の基準を遵守するため、水銀廃棄物ガイドライン等を参考に必要な措置を記載させること。

## ② 事業の用に供する施設(保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面

ア (略)

イ 設計計算書は、処理能力を算出した根拠(算出に用いた係数等の根拠を含む。)を示すものであること。

なお、施設の製造業者が存在しない等、設計計算書により処理能力を示すことができず、やむを得ず実測により処理能力を算出する場合は、最低3回実測を行い、その最大値を処理能力とすること。この場合、実測結果に合わせて、実測の状況(実測に使用した廃棄物や時間、重量等)が分かる写真を添付すること。

最終処分場については、実測求積図及び埋立容量計算書(更新許可申請の場合には、残面積及び残容量についての実測求積図及び埋立容量計算書)が必要であること。

ウ～キ (略)

## ③ (略)

# 対 照 表

## 改 正 後

### 第5-1-(3) 添付書類の内容及び留意事項

許可申請の区分に応じ、申請書に添付すべき書類は、別紙2-2「(特別管理)産業廃棄物処分業許可申請書添付書類チェックリスト」のとおりであるが、その内容と留意事項は次のとおりである。

なお、第三者が証明等を行った書類について、当該書類が何度も発行されるものは原本を添付させるものとする。

また、産業廃棄物処分業の許可申請と特別管理産業廃棄物処分業の許可申請とを同時に行う場合など、知事に対して複数の申請又は届出を同時に行う場合には、共通する添付書類を省略できるものとする。この場合は、書類の添付を省略する申請書又は届出書に、様式第18号の添付書類省略理由書を添付させることとする。

原本の提出を求めている書類について、産業廃棄物処分業の許可申請と産業廃棄物収集運搬業の許可申請など、許可事務を行う機関が異なる申請又は届出を同時に行う場合、原本を産業廃棄物処分業の許可申請書又は届出書に添付することで、産業廃棄物収集運搬業の許可申請書又は届出書にはコピーを添付すれば足りることとする。

ただし、下記の事項を記載した書類を産業廃棄物収集運搬業の許可申請書又は届出書に添付させること。

- ・原本を添付した申請書又は届出書の名称
- ・原本の添付を省略した書類の名称

#### ① 事業計画の概要を記載した書類

ア～ク (略)

ケ 様式第7号の2中「廃棄物の種類(処理能力)」欄には、1日あたりの処理能力及び1時間あたりの処理能力を記載させること。

コ 様式第7号の2中「処理施設の処理方式及び設備の概要」欄には処理施設の名称、処理方式、メーカー名、型番を記載させること。

併せて、処理前保管場所から排出し、処理後保管場所に搬入するまでの間の設備について記載されていることを確認すること。

サ 様式第7号の2中、「環境保全設備の概要」には設置した設備や設置方法を記載し、法第15条第1項及び法第15条の2の6第1項の施設許可施設においては、設置許可の構造に関する計画において示した環境保全設備が記載されていること。

シ 様式第7号の2及び様式第7号の3は処分施設ごとに記載させること。

ス 様式第7号の5に、水銀含有産業廃棄物の処分の基準を遵守するため、水銀廃棄物ガイドライン等を参考に必要な措置を記載させること。

セ 様式第7号の5中、「環境保全措置」には稼働、維持管理において講じる措置(点検や水質検査等)を記載し、法第15条第1項及び法第15条の2の6第1項の施設許可施設においては、設置許可の構造に関する計画において示した環境保全設備が記載されていること。

#### ② 事業の用に供する施設(保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面

ア (略)

イ 設計計算書は、処理能力を算出した根拠(算出に用いた寸法等を明記した図面及び係数等の根拠を含む。)を示すものであり、最大処理能力であることを確認すること。

なお、設計計算書に手作業による作業時間が含まれていないことを確認すること。

また、施設の製造業者が存在しない等、設計計算書により処理能力を示すことができず、やむを得ず実測により処理能力を算出する場合は、最低3回実測を行い、その最大値を処理能力とすること。この場合、実測結果に合わせて、実測の状況(実測に使用した廃棄物や時間、重量等)が分かる写真を添付すること。

最終処分場については、実測求積図及び埋立容量計算書(更新許可申請の場合には、残面積及び残容量についての実測求積図及び埋立容量計算書)が必要であること。

ウ～キ (略)

#### ③ (略)

改 正 前

- ④ 処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類（埋立処分及び海洋投入処分を業として行う場合を除く。）
  - ア （略）
  - イ 処分後の産業廃棄物の処理を他人に委託しようとする場合は、処理業者等の許可証の写し又はこれらに類する書類を添付させること。
  - ウ～エ （略）
- ⑤～⑦ （略）
- ⑧ 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（申請者が法人である場合）
  - ア 法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類は、法人税の納税証明書（その1）とする。
  - イ～オ （略）
  - カ 直前3年の各事業年度の経常利益（損失）が全て損失になっている場合は、損失の原因と今後の経営改善に関する計画書を添付させること。また、債務超過の場合は、中小企業診断士の診断書等を添付させること。ただし、設立年度により3年分の書類が添付できない場合は、中小企業診断士の診断書等の提出は求めないこととする。

⑨～⑳ （略）

第5-1-(4) （略）

第5-1-(5) （略）

第5-2 処分業の届出

第5-2-(1) 届出書等

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の区分及び変更届又は廃止届の区分に応じ、所要の届出書様式に必要な資料を添付させた上で、必要部数を担当健康福祉センターへ提出させ、届出書正本は廃棄物リサイクル課へ進達すること。

なお、変更届及び廃止届の副本は、届出書の受付後に届出者に返却するものとする。

区分		届出書様式	添付書類	提出部数
産業廃棄物	変更届	産業廃棄物処理業廃止（変更）届出書（省令様式第11号）	第5-2-(3)のとおり。	正本1部 副本2部
	廃止届	特別管理産業廃棄物処理業廃止（変更）届出書（省令様式第17号）	第5-2-(4)のとおり。	
特別管理産業廃棄物	変更届	特別管理産業廃棄物処理業廃止（変更）届出書（省令様式第17号）	第5-2-(3)のとおり。	
	廃止届		第5-2-(4)のとおり。	

第5-2-(2) 届出書受付の際の留意事項

ア～イ （略）

ウ 廃止又は変更の届出は、該当事由が発生した日から10日以内（法人にあって登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の添付を必要とする場合には30日以内）に行うものとされている（省令第10条の10第2項及び第3項、第10条の23第2項及び3項並びに第12条の10の2第2項）ことから、当該期間を経過した後に届出がなされた場合は、期間経過の理由を記載した書面を提出させ、その内容を確認すること。

エ 事業の用に供する施設が規則第2条に規定する肥料飼料製造処理施設である場合であって、法に基づく届出の前に条例に規定する当該施設の設置又は変更に係る手続きを行う必要があるときは、当該手続きを終えているか確認すること。



# 対 照 表

## 改 正 後

- ④ 処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類（埋立処分及び海洋投入処分を業として行う場合を除く。）  
 ア (略)  
 イ 処分後の産業廃棄物の処理を他人に委託しようとする場合は、処理業者等の許可証の写し又はこれらに類する書類を添付させること。  
なお、様式第 11 号中「委託処理(所在地)」欄には、処理施設の設置場所を記載させること。

ウ～エ (略)

- ⑤～⑦ (略)

- ⑧ 直前 3 年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（申請者が法人である場合）

ア 法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類は、法人税の納税証明書（その 1）とする。

電子交付された納税証明書の場合は、交付された納税証明書の一次印刷物とする。

イ～オ (略)

カ 直前 3 年の各事業年度の経常利益（損失）が全て損失になっている場合は、損失の原因と持続的な経営の見込み又は経営の改善の見込みについて記載した経営改善に関する計画書を添付させること。また、債務超過の場合は、中小企業診断士の診断書等を添付させること。ただし、設立年度により 3 年分の書類が添付できない場合は、中小企業診断士の診断書等の提出は求めないこととする。

- ⑨～⑳ (略)

第 5-1-(4) (略)

第 5-1-(5) (略)

### 第 5-2 処分業の届出

#### 第 5-2-(1) 届出書等

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の区分及び変更届又は廃止届の区分に応じ、所要の届出書様式に必要な資料を添付させた上で、必要部数を担当健康福祉センターへ提出させ、届出書正本は廃棄物リサイクル課へ進達すること。

区分		届出書様式	提出書類	提出部数
産業廃棄物	変更届	産業廃棄物処理業廃止（変更）届出書（省令様式第 11 号）	第 5-2-(3) のとおり。	正本 1 部 副本 2 部
	廃止届	特別管理産業廃棄物処理業廃止（変更）届出書（省令様式第 17 号）	第 5-2-(4) のとおり。	
特別管理産業廃棄物	変更届	特別管理産業廃棄物処理業廃止（変更）届出書（省令様式第 17 号）	第 5-2-(3) のとおり。	第 5-2-(4) のとおり。
	廃止届			

#### 第 5-2-(2) 届出書受付の際の留意事項

ア～イ (略)

ウ 添付書類の内容が、第 5-1-(3)の規定に沿っていることを確認すること。

エ 廃止又は変更の届出は、該当事由が発生した日から 10 日以内（法人にあって登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の添付を必要とする場合には 30 日以内）に行うものとされている（省令第 10 条の 10 第 2 項及び第 10 条の 23 第 2 項）ことから、当該期間を経過した後に届出がなされた場合は、期間経過の理由を記載した書面を提出させ、その内容を確認すること。

なお、変更届及び廃止届の副本は、届出書の受付の際に届出者に返却すること。

オ 法第 15 条第 1 項及び法第 15 条の 2 の 6 第 1 項の施設許可施設に係る変更届の場合は、あらかじめ廃棄物リサイクル課に相談していることを確認すること。

カ 事業の用に供する施設が規則第 2 条に規定する肥料飼料製造処理施設である場合であって、法に基づく届出の前に条例に規定する当該施設の設置又は変更に係る手続きを行う必要があるときは、当該手続きを終えているか確認すること。

改 正 前

第5-2-(3) (略)

第5-2-(4) (略)

第5-3 (略)

第5-4 (略)

第6 (略)

第7 許可証の交付

第7-1 (略)

第7-2 (略)

第7-3 許可証の記載

第7-3-(1)

ア～エ (略)

オ その他

許可証の住所は、県内であっても静岡県から記載すること。また、法人の組織表示については、(株)、(有)等と省略せず、株式会社、有限会社等とすること。なお、交付に当たっては、知事印及び契印を押印すること。

カ (略)

第7-3-(2) 処分業の許可証

ア (略)

イ 事業の用に供する全ての施設

施設の種類、設置場所、設置年月日、許可年月日、許可番号及び処理能力を記載する。

表面に記載できない場合は、「別に記載のとおり」とし、裏面等にその内容を記載すること。

(ア) 施設の種類の種類

原則、施設ごとに処分内容を示す施設名を記載すること。

例えば、焼却施設、破碎施設、埋立施設と記載する。

同一の施設で処分の方法が複数に分かれる場合等は以下の例によること。

例1：同一のタンクで中和処分と還元凝集処分が行われる場合

中和/還元凝集施設

例2：輪番稼働の焼却施設の場合

焼却施設 (○基輪番稼働)

例3：破碎と焼却施設が一体となっている場合

破碎・焼却施設

(イ) (略)

# 対 照 表

改 正 後

第5-2-(3) (略)

第5-2-(4) (略)

第5-3 (略)

第5-4 (略)

第6 (略)

第7 許可証の交付

第7-1

第7-2 (略)

第7-3 許可証の記載

第7-3-(1)

ア～エ (略)

オ その他

許可証の住所は、県内であっても静岡県から記載すること。また、法人の組織表示については、(株)、(有)等と省略せず、株式会社、有限会社等とすること。なお、交付に当たっては、知事印を押印すること。

カ (略)

第7-3-(2) 処分業の許可証

ア (略)

イ 事業の用に供する全ての施設

施設の種類の、設置場所、設置年月日、許可年月日、許可番号及び処理能力を記載する。表面に記載できない場合は、「別に記載のとおり」とし、裏面等にその内容を記載すること。

(ア) 施設の種類の

原則、施設ごとに処分内容を示す施設名を記載すること。

例えば、焼却施設、破碎施設、埋立施設と記載する。

a 同一の施設で処分の方法が複数に分かれる場合等は以下の例によること。

例1：同一のタンクで中和処分と還元凝集処分が行われる場合

中和/還元凝集施設

例2：輪番稼働の焼却施設の場合

焼却施設 (○基輪番稼働)

例3：破碎と焼却施設が一体となっている場合

破碎・焼却施設

b 同一種類の施設が一体となっている場合、施設名は以下の例によること。

例：破碎施設(○台)

c 圧縮施設において、梱包を自動で行う場合の処分名は「圧縮梱包処分」とし、手動で行う場合は「圧縮処分」とする。

d 固形燃料製造施設の施設名は「固形燃料製造施設(破碎施設)」及び「固形燃料製造施設(圧縮固化施設)」とする。

e 法第15条第1項及び法第15条の2の6第1項の許可を有する施設においては、施設の名称は当該許可施設の名称とするか、当該施設の名称を含めること。

(イ) (略)

改 正 前

(ウ) 設置年月日、設置許可年月日及び設置許可番号  
下表のとおりとする。

	設置年月日	設置許可年月日	設置許可番号
法第15条第1項の規定による許可施設	処分業の用に供する施設として処分業の(変更)許可された年月日又は変更届受付年月日	設置許可証の年月日 (注2)	(変更)許可番号
平成4年7月4日前になされた届出施設		審査通知書の年月日 (注2)	審査通知書の番号
平成9年政令第269号の施行に伴ったみなし許可施設 (注1)		平成9年12月1日 (注2)	「未付与」
平成12年政令第493号の施行に伴ったみなし許可施設		平成13年2月1日 (注2)	「未付与」
上記以外		—	—

(注1) 複数の燃焼室を合算させた場合を含む。

(注2) 構造規模変更許可された施設については、構造規模変更許可年月日を記載する。

(注3) 譲受け若しくは借受け、許可施設設置者である法人の合併若しくは分割又は相続した施設については、当初の設置許可年月日及び設置許可番号を記載する。

(注4) 固形燃料製造施設については、併記する破砕施設及び圧縮固化施設には同一の設置許可年月日及び設置許可番号を記載する。

(エ) (略)

ウ～エ (略)

オ その他

許可証の住所は、県内であっても静岡県から記載すること。また、法人の組織表示については、(株)、(有)等と省略せず、株式会社、有限会社等とすること。なお、交付に当たっては、知事印及び契印を押印すること。

カ (略)

第7-4 (略)

第7-5 (略)

第8 (略)

# 対 照 表

## 改 正 後

(ウ) 設置年月日、設置許可年月日及び設置許可番号  
下表のとおりとする。

	設置年月日	設置許可年月日	設置許可番号
法第15条第1項の規定による許可施設	処分業の用に供する施設として処分業の(変更)許可された年月日又は変更届受付年月日	設置許可証の年月日 (注2)	(変更)許可番号
平成4年7月4日前になされた届出施設		審査通知書の年月日 (注2)	審査通知書の番号
平成9年政令第269号の施行に伴ったみなし許可施設 (注1)		平成9年12月1日 (注2)	「未付与」
平成12年政令第493号の施行に伴ったみなし許可施設		平成13年2月1日 (注2)	「未付与」
上記以外		—	—

(注1) 複数の燃焼室を合算させた場合を含む。

(注2) 構造規模変更許可された施設については、構造規模変更許可年月日を記載する。

(注3) 譲受け若しくは借受け、許可施設設置者である法人の合併若しくは分割又は相続した施設については、当初許可若しくは最後の変更許可年月日及び設置許可番号を記載する。

(注4) 固形燃料製造施設については、併記する破砕施設及び圧縮固化施設には同一の設置許可年月日及び設置許可番号を記載する。

(エ) (略)

ウ～エ (略)

オ その他

許可証の住所は、県内であっても静岡県から記載すること。また、法人の組織表示については、(株)、(有)等と省略せず、株式会社、有限会社等とすること。なお、交付に当たっては、知事印を押印すること。

カ (略)

第7-4 (略)

第7-5 (略)

第8 (略)

改 正 前

別紙 2 - 1

(特別管理)産業廃棄物収集運搬業許可申請書 添付書類チェックリスト

No.	許可区分 項 目	(特 別 管 理 ) 産 業 廃 棄 物 処 分 業			備 考
		新 規	更 新	変 更	
①	(略)				
②	(略)				
③	施設の所有権を有すること(所有権を有しない場合には、使用する権原有すること)を証する書類	(略)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車検査証、自動車検査証記録事項(電子化後の自動車検査証を添付する場合)、船舶検査証書等</li> <li>・使用承諾書等(使用者と申請者が異なる場合)</li> <li>・土地の登記事項証明書、賃貸借契約書等(積替え保管を行う場合)</li> </ul>
④	(略)				
⑤	(略)				
⑥	(略)				
⑦	(略)				
⑧	(略)				
⑨	(略)				
⑩	(略)				
⑪	(略)				
⑫	(略)				
⑬	(略)				
⑭	(略)				
⑮	(略)				
⑯	(略)				
⑰	(略)				
⑱	(略)				

(略)

(略)

# 対 照 表

## 改 正 後

別紙 2 - 1

(特別管理)産業廃棄物収集運搬業許可申請書 提出書類チェックリスト

No.	項目	許可区分			備 考
		(特 別 管 理 ) 産業廃棄物 収集運搬業	新 規	更 新	
	申請書	(略)			・省令様式第6号、第10号、第12号、第16号 のいずれか該当する書類
	手数料 (静岡県収入証紙)	(略)			・申請の種類に応じた額の収入証紙を過不足な く貼付すること。 ・同時に複数の申請を行なう場合は、申請の種類 毎に必要な額の証紙を貼付すること
①	(略)				
②	(略)				
③	施設の所有権を有すること (所有権を有しない 場合には、使用する権原有すること) を証する 書類	(略)			・自動車検査証記録事項又は自動車検査証 (電子 化前の場合)、船舶検査証書等 ・使用承諾書等 (使用者と申請者が異なる場合) ・土地の登記事項証明書、賃貸借契約書等 (積替え保 管を行う場合)
④	(略)				
⑤	(略)				
⑥	(略)				
⑦	(略)				
⑧	(略)				
⑨	(略)				
⑩	(略)				
⑪	(略)				
⑫	(略)				
⑬	(略)				
⑭	(略)				
⑮	(略)				
⑯	(略)				
⑰	(略)				
⑱	(略)				
⑲	(略)				

(略)

(略)

改 正 前

別紙 2 - 2

(特別管理)産業廃棄物処分業許可申請書 添付書類チェックリスト

No.	項目	許可区分			備考
		(特別管理) 産業廃棄物 処分業			
		新規	更新	変更	
①	(略)				
②	(略)				
③	(略)				
④	(略)				
⑤	(略)				
⑥	(略)				
⑦	(略)				
⑧	(略)				
⑨	(略)				
⑩	(略)				
⑪	(略)				
⑫	(略)				
⑬	(略)				
⑭	(略)				
⑮	(略)				
⑯	(略)				
⑰	(略)				
⑱	(略)				
⑲	(略)				
⑳	(略)				
㉑	(略)				
㉒	(略)				

(略)

(略)



# 対 照 表

## 改 正 後

別紙 2 - 2

(特別管理)産業廃棄物処分業許可申請書 提出書類チェックリスト

No.	許可区分 項 目	(特 別 管 理 ) 産 業 廃 棄 物 処 分 業			備 考
		新 規	更 新	変 更	
	申請書	(略)			・省令様式第8号、第10号、第14号、第16号 のいずれか該当する書類
	手数料 (静岡県収入証紙)	(略)			・申請の種類に応じた額の収入証紙を過不足なく貼付すること。 ・同時に複数の申請を行なう場合は、申請の種類毎に必要な額の証紙を貼付すること
①	(略)				
②	(略)				
③	(略)				
④	(略)				
⑤	(略)				
⑥	(略)				
⑦	(略)				
⑧	(略)				
⑨	(略)				
⑩	(略)				
⑪	(略)				
⑫	(略)				
⑬	(略)				
⑭	(略)				
⑮	(略)				
⑯	(略)				
⑰	(略)				
⑱	(略)				
⑲	(略)				
⑳	(略)				
㉑	(略)				
㉒	(略)				

(略)

(略)

改 正 前

別紙2-3

(特別管理)産業廃棄物収集運搬業変更届 添付書類チェックリスト

No.	変更届区分 項目	アイウエオアイ						備 考
		ア	イ	ウ	エ	オ	アイ	
①	(略)							
②	(略)							
③	施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類							<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車検査証、自動車検査証記録事項（電子化後の自動車検査証を添付する場合）、船舶検査証書等</li> <li>・使用承諾書等（使用者と申請者が異なる場合）</li> <li>・土地の登記事項証明書、賃貸借契約書等（積替え保管を行う場合）</li> </ul>
⑧	(略)							
⑨	(略)							
⑩	(略)							
⑪	(略)							
⑫	(略)							
⑬	(略)							
⑭	(略)							
⑯	(略)							
⑰	(略)							

(略)

(略)

# 対 照 表

## 改 正 後

別紙 2 - 3

(特別管理)産業廃棄物収集運搬業変更届 提出書類チェックリスト

No.	変更届区分 項 目	アイウエオアイ						備 考
	届出書	(略)						・省令様式第 11 号 (特別管理は第 17 号)
①	(略)							
②	(略)							
③	施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類	(略)						・自動車検査証記録事項又は自動車検査証（電子化前の場合）、船舶検査証書等 ・使用承諾書等（使用者と申請者が異なる場合） ・土地の登記事項証明書、賃貸借契約書等（積替え保管を行う場合）
⑧	(略)							
⑨	(略)							
⑩	(略)							
⑪	(略)							
⑫	(略)							
⑬	(略)							
⑭	(略)							
⑯	(略)							
⑰	(略)							
⑱	(略)							

(略)

(略)

改 正 前

別紙 2 - 4

(特別管理)産業廃棄物処分業変更届 添付書類チェックリスト

No.	項 目	変更届区分	アイウエオアイ						備 考
			ア	イ	ウ	エ	オ	アイ	
①	(略)								
②	(略)								
③	(略)								
⑧	(略)								
⑩	(略)								
⑪	(略)								
⑬	(略)								
⑭	(略)								
⑮	(略)								
⑯	(略)								
⑳	(略)								
㉑	(略)								

(略)

(略)

# 対 照 表

改 正 後

別紙 2 - 4

(特別管理)産業廃棄物処分業変更届 提出書類チェックリスト

No.	変更届区分 項 目	アイウエオアイ						備 考
	届出書	(略)						・省令様式第 11 号 (特別管理は第 17 号)
①	(略)							
②	(略)							
③	(略)							
④	(略)							
⑩	(略)							
⑪	(略)							
⑬	(略)							
⑭	(略)							
⑮	(略)							
⑯	(略)							
㉑	(略)							
㉒	(略)							

(略)

(略)

改 正 前

別紙 2 - 5

ポリ塩化ビフェニル産業廃棄物収集運搬業許可申請書 添付書類チェックリスト

No.	項 目	許可区分	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 収 集 運 搬 業			備 考
			新 規	更 新	変 更	
①	(略)					
②	(略)					
③	施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、使用する権原有すること）を証する書類	(略)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車検査証、自動車検査証記録事項（電子化後の自動車検査証を添付する場合）、船舶検査証書等</li> <li>・使用承諾書等（使用者と申請者が異なる場合）</li> <li>・土地の登記事項証明書、賃貸借契約書等（積替え保管を行う場合）</li> </ul>	
④	(略)					
⑤	(略)					
⑥	(略)					
⑦	(略)					
⑧	(略)					
⑨	(略)					
⑩	(略)					
⑪	(略)					
⑫	(略)					
⑬	(略)					
⑭	(略)					
⑮	(略)					
⑯	(略)					
⑰	(略)					
⑱	(略)					

(略)

(略)

# 対 照 表

## 改 正 後

別紙 2 - 5

ポリ塩化ビフェニル産業廃棄物収集運搬業許可申請 提出書類チェックリスト

No.	許可区分 項 目	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 収 集 運 搬 業			備 考
		新 規	更 新	変 更	
	申請書	(略)			・省令様式第 6 号、第 10 号、第 12 号、第 16 号 のいずれか該当する書類
	手数料（静岡県収入証紙）	(略)			・申請の種類に応じた額の収入証紙を過不足なく貼付すること。 ・同時に複数の申請を行なう場合は、申請の種類毎に必要な額の証紙を貼付すること
①	(略)				
②	(略)				
③	施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、使用する権原有すること）を証する書類	(略)			・自動車検査証記録事項又は自動車検査証（電子化前の場合）、船舶検査証書等 ・使用承諾書等（使用者と申請者が異なる場合） ・土地の登記事項証明書、賃貸借契約書等（積替え保管を行う場合）
④	(略)				
⑤	(略)				
⑥	(略)				
⑦	(略)				
⑧	(略)				
⑨	(略)				
⑩	(略)				
⑪	(略)				
⑫	(略)				
⑬	(略)				
⑭	(略)				
⑮	(略)				
⑯	(略)				
⑰	(略)				
⑱	(略)				
⑲	(略)				

(略)

(略)

改 正 前

別紙2-6

産業廃棄物処理業 優良認定提出書類チェックリスト

項 目	チェック	備 考
1 遵法性		
(1)		
(2)		
2 事業の透明性		
(1) (略)		
(2) (略)		
(3) (略)		
(4) (略)		
(5) (略)		
(6) (略)		
(7) (略)		
(8) (略)		
(9) (略)		
(10) (略)		
(11) (略)		
(12) (略)		
(13) (略)		
3 環境配慮の取組		
(1) (略)		
(2) 認証書に記載された認証の範囲に静岡県内の事業所が含まれているか。		
4 電子マニフェスト		
(1) (略)		
(2) (略)		
5 財務体質の健全性		
(1) (略)	<input type="checkbox"/>	(略)
(2) (略)	<input type="checkbox"/>	(略)
(3) (略)	<input type="checkbox"/>	(略)
(4) (略)		
(5) (略)		
(6) (略)		
(7) (略)		
(8) (略)		
(9) (略)		
(10) (略)		
(11) (略)		
(12) (略)		
(13) (略)		

(略)



# 対 照 表

## 改 正 後

別紙 2 - 6

産業廃棄物処理業 優良認定提出書類チェックリスト

項 目	チェック	備 考
1 遵法性		
(1)		
(2)		
2 事業の透明性		
(1) (略)		
(2) (略)		
(3) (略)		
(4) (略)		
(5) (略)		
(6) (略)		
(7) (略)		
(8) (略)		
(9) (略)		
(10) (略)		
(11) (略)		
(12) (略)		
(13) (略)		
3 環境配慮の取組		
(1) (略)		
(2) 認証書に記載された認証の範囲に静岡県内の事業所(県内にない場合は申請書記載の事業所)が含まれているか。		
4 電子マニフェスト		
(1) (略)		
(2) (略)		
5 財務体質の健全性(静岡県内に事業場がなく、納付すべき税等がない場合はその旨を記載した理由書を添付させること。)		
(1) (略)	<input type="checkbox"/>	(略)
(2) (略)	<input type="checkbox"/>	(略)
(3) (略)	<input type="checkbox"/>	(略)
(4) (略)		
(5) (略)		
(6) (略)		
(7) (略)		
(8) (略)		
(9) (略)		
(10) (略)		
(11) (略)		
(12) (略)		
(13) (略)		

(略)

様式第23号

## 誓 約 書

静岡県知事 様

年 月 日から 年 月 日までの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第9条の3第1号に規定する特定不利益処分を受けていないことを誓約します。

年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

## 【特定不利益処分】

- ①廃棄物処理業に係る事業停止命令（法第7条の3及び第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。））
- ②廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（法第9条の2及び第15条の2の7）
- ③廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（法第9条の2の2第1項若しくは第2項及び第15条の3）
- ④再生利用認定の取消し（法第9条の8第9項（法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。））
- ⑤広域認定の取消し（法第9条の9第10項（法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。））
- ⑥無害化認定の取消し（法第9条の10第7項（法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。））
- ⑦2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る認定の取消し（法第12条の7第10号）
- ⑧廃棄物の不適正処理に係る改善命令（法第19条の3）
- ⑨廃棄物の不適正処理に係る措置命令（法第19条の4第1項（法第19条の10第1項において準用する場合を含む。）、第19条の4の2第1項、第19条の5第1項（法第19条の19第2項において準用する場合を含む。）及び第19条の6第1項）

# 対 照 表

改 正 後

様式第23号

## 誓 約 書

静岡県知事 様

年 月 日から 年 月 日までの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第9条の3第1号に規定する特定不利益処分を受けていないことを誓約します。

年 月 日

住 所

氏 名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

### 【特定不利益処分】

- ①廃棄物処理業に係る事業停止命令（法第7条の3及び第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。））
- ②廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（法第9条の2及び第15条の2の7）
- ③廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（法第9条の2の2第1項若しくは第2項又は第15条の3）
- ④再生利用認定の取消し（法第9条の8第9項（法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。））
- ⑤広域認定の取消し（法第9条の9第10項（法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。））
- ⑥無害化認定の取消し（法第9条の10第7項（法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。））
- ⑦2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る認定の取消し（法第12条の7第10項）
- ⑧廃棄物の不適正処理に係る改善命令（法第19条の3）
- ⑨廃棄物の不適正処理に係る措置命令（法第19条の4第1項（法第19条の10第1項において準用する場合を含む。）、第19条の4の2第1項、第19条の5第1項（法第19条の10第2項において準用する場合を含む。）及び第19条の6第1項）